平成２３年（フ）第３０２９号
東京都墨田区京島１―24―９―605、住民票上の住所東京都足立区竹の塚１丁目５―15―204
債務者　松苗　和子
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３０３７号
東京都中野区東中野５丁目23―６―505
債務者　石黒　茉莉
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３０４６号
東京都練馬区大泉学園町３丁目18―14―103
債務者　深澤　妙子
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３０５８号
神奈川県小田原市扇町２丁目６―53
債務者　川邉　武史
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３０６１号
東京都中野区鷺宮５丁目22―３―102
債務者　小山田友紀
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３０６２号
東京都東久留米市浅間町３丁目29―13―Ｂ201
債務者　菊地　敬子
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３０６３号
神奈川県平塚市岡崎6180―11
債務者　鈴木　貴裕
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３０６４号
神奈川県川崎市多摩区枡形５丁目20―３―203
債務者　富山　綾子
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３０６５号
東京都世田谷区池尻２丁目26―１―101
債務者　西村　栄晃
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３０６７号
東京都世田谷区宮坂１―14―11―301、住民票上の住所東京都立川市曙町１丁目34―３
債務者　村松あやな
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３０６８号
東京都目黒区緑が丘２―８―25　木部宅、住民票上の住所神奈川県茅ヶ崎市芹沢804
債務者　八木　秀子
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３０６９号
東京都江戸川区春江町５丁目９―１―710
債務者　若菜　達大
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３０７０号
千葉県八街市泉台２丁目20―10
債務者　東　万佐則
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３１１５号
東京都大田区南馬込６丁目25―16―101
債務者　宮川　英貴
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３１２２号
千葉県船橋市丸山３丁目59―10
債務者　星川香代子
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３１２３号
東京都北区豊島５丁目５―６―1036
債務者　大久保英一
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部